

令状審査票（通常逮捕）[書記官用]

[事件番号 令和 年（る・む）第 号]

[被疑者]

※ 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

第1 逮捕状請求書(甲)の審査事項

- ※印の事項は、該当する事項がある場合にのみチェック
- 受付日付（午前0時をまたぐ処理の場合に注意）
 - 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか、事件符号（地裁（む），簡裁（る））を確認）
 - 請求書の作成年月日（午前0時以降の請求の場合、請求日と作成年月日が異なることあり）
 - 官公職氏名（警部以上）の記載 押印
 - 警察署の印の有無（有 無 [])
 - 罪名（被疑事実の要旨との整合性、法改正に注意）
 - 被疑者の
 - 氏名（氏名不詳者の場合、特定は十分か）
 - 年齢（犯行時14歳以上か）
 - 職業
 - 住居（戸籍謄本、本籍照会等で確認）
 - ※7日を超える有効期間で請求された場合、記載内容に不備はないか
 - 引致すべき官公署又はその他の場所（「〇〇警察署又は逮捕地を管轄する警察署」が通例）
 - ※数通付与の請求がある場合、記載内容に不備はないか
 - ※規則142条1項8号の場合（同一の犯罪事実又は現に捜査中の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又は発付）、記載内容に不備はないか（更新の場合は必ず記載）
 - ※30万円（刑法等以外の罪は2万円）以下の罰金等（法199条1項ただし書）の場合、要件（住居不定又は不出頭）を満たしているか
 - 被疑事実の要旨
（「日本語として不自然な箇所がないか」、「同人、同年などの内容が直前のものと同一か」、「5W1H - 誰が、いつ、どこで、誰に、何を、どのようにしたか」、「共犯者名・共犯形式」、「3年以上前の事件か→公訴時効について裁判官に注意を促す」）
 - 訂正印（請求書は請求者印、謄本は認証者印か請求者印、空欄部分の斜線処理）
 - 謄本の添付、原本内容との一致（受付印・訂正印を含む）、謄本認証

【その他、裁判官に注意を促す点】

【 以上確認した 職員A (印) 】

→ 裏面に続く

第2 逮捕状（通常逮捕）の作成

- 逮捕状の用紙（「逮捕状（通常逮捕状）」の用紙か確認）
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意）
- 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）
- 有効期間（原則7日間、初日不算入、7日間を超える請求の場合は裁判官の指示を仰ぐ）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
- 裁判官の氏名
[REDACTED]
-

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員A (印) 】

第3 逮捕状の発付に伴う確認

- 逮捕状の用紙（「逮捕状（通常逮捕状）」の用紙か確認）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか、事件符号（地裁（む）、簡裁（る））を確認）
- 被疑者の氏名
- 発付年月日
- 有効期間
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
- 裁判官の
 - 氏名
 - 押印
[REDACTED] 全葉にわたって裁判官が契印しているか
 - 訂正印（請求者の訂正印か、謄本については訂正されているか確認）
- 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員B (印) 】

※必ず、逮捕状を作成した職員とは別の職員が確認すること

[REDACTED]

【 [REDACTED]

職員A又はB又はC (印) 】

令状審査票（通常逮捕）【裁判官用】

※ 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

第1 逮捕状請求書(甲)の審査事項 *注意：裁判官が内容を訂正することはできない

- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、請求先の府の裁判官として処理できるか）
- 請求者の官公職氏名 押印
- 警察署の印の有無（ 有 無 [REDACTED]）
- 罪名（法改正の有無に注意）

被疑者の

- 氏名（氏名不詳者の場合、特定は十分か）
- 年齢（ 犯行時14歳以上か）
- 職業
- 住居
- 有効期間（7日を超える有効期間が請求された場合、記載内容に不備はないか）
- 引致すべき場所
- 数通付与の請求がある場合、記載内容に不備はないか
- 規則142条I⑧に該当する場合（逮捕状請求書7参照）、記載内容に不備はないか
- 被疑事実の要旨（共犯者名、犯行の日時・場所、被害者名など）
- 公訴時効（3年以上前の事件の場合、要注意）
- 書記官用令状審査票の「その他、裁判官に注意を促す点」の確認

第2 逮捕状発付の制限事項に違反しないかの確認

- 30万円（なお、刑法等以外の罪は2万円）以下の罰金等（法199条1項ただし書）該当の有無
(上記事件の場合は、住居不定又は不出頭が要件である)

第3 通常逮捕状の点検事項

- 通常逮捕状「逮捕状（通常逮捕）」の用紙
- [REDACTED]
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意）
- 発付年月日（午前0時を過ぎての発付に注意）
- 有効期間（原則として発付日に7日を加えた日、午前0時を過ぎての発付に注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか）
- 裁判官の氏名
- 裁判官の押印
- 訂正印
- 契印（[REDACTED] 全葉にわたって裁判官が契印する）

※ 平成30年12月1日から、令状に府印を押捺しない取扱いとなりました。

以上 確認した 裁判官 _____

（押印又はサイン）

令状審査票（緊急逮捕）[書記官用]

[事件番号 令和 年（る・む）第

号]

[被疑者

]

※ 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

第1 逮捕状請求書(乙)の審査事項

- 受付日付 受理時刻 (午前0時をまたぐ処理の場合に注意)
- 受理時刻を令状事件簿備考欄に記入
- 請求先 (地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか、事件符号（地裁（む），簡裁（る））を確認)
- 請求書の作成年月日 (午前0時以降の請求の場合、請求日と作成年月日が異なることあり)
- 請求者の官公職氏名（司法巡回でも可） の記載 押印
- 警察署の印の有無 (有 無 [REDACTED])
- 罪名 (被疑事実の要旨との整合性、法改正に注意)
- 法定刑は、死刑、無期懲役、長期3年以上の有期懲役・禁錮か
(被疑事実が数個あり、一部のみ要件を満たさない場合、裁判官の指示を仰ぐ)

被疑者の

- 氏名 (氏名不詳者の場合、特定は十分か)
- 年齢 (犯行時14歳以上か)
- 職業
- 住居 (戸籍謄本、本籍照会等で確認)
- 逮捕の年月日時 場所 (緊急逮捕手続書の記載と同一)
- 引致後の請求の場合、 引致の年月日時 場所 引致すべき官公署又はその他の場所に斜線訂正
- 引致前の請求の場合、 引致すべき官公署又はその他の場所 引致の年月日時及び場所に斜線訂正
- 逮捕者の官公職氏名の記載
- 「急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかつた理由及び被疑者の逮捕を必要とする事由」
- 被疑事実の要旨
(「日本語として不自然な箇所がないか」、「同人、同年などの内容が、直前のものと同一か」、「5W1H - 誰が、いつ、どこで、何を、どのようにしたか」、「共犯者名・共犯形式」、「3年以上前の事件か→公訴時効について裁判官に注意を促す」)
- 訂正印 (請求書は請求者印、謄本は認証者印か請求者印、空欄部分の斜線処理)
- 謄本の添付、原本内容との一致 (受付印・訂正印を含む)、謄本認証

【その他、裁判官に注意を促す点】

【 以上確認した 職員A (印) 】

→ 裏面に続く

第2 逮捕状（緊急速捕）の作成

- 逮捕状の用紙（「逮捕状（緊急速捕）」の用紙か確認）
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意）
- 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
- 裁判官の氏名
- 引致前の請求の場合、「引致すべき場所」欄を設けて記載、「引致の年月日時及び場所」を削除
- [REDACTED]

※ 平成30年12月1日から、令状に印押を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員A (印) 】

第3 逮捕状の発付に伴う確認

- 逮捕状の用紙（「逮捕状（緊急速捕）」の用紙か確認）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか、事件符号（地裁（む）、簡裁（る））を確認）
- 被疑者の氏名
- 発付年月日
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
- 裁判官の
 - 氏名
 - 押印
 - [REDACTED] 全葉にわたって裁判官が契印しているか
 - 訂正印（請求者の訂正印か、謄本についても訂正されているか確認）
 - 発付時刻を令状事件簿に記入

※ 平成30年12月1日から、令状に印押を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員B (印) 】

※必ず、逮捕状を作成した職員とは別の職員が確認すること

【 [REDACTED] 職員A又はB又はC (印) 】

令状審査票（緊急逮捕）【裁判官用】

※ 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

第1 逮捕状請求書(乙)の審査事項 *注意：裁判官が内容を訂正することはできない

- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、請求先の府の裁判官として処理できるか）
- 請求者の官公職氏名 押印
- 警察署の印の有無（ 有 無 [REDACTED]）
- 罪名（法改正の有無に注意）

被疑者

- 氏名（氏名不詳者の場合、特定は十分か）
- 年齢（ 犯行時14歳以上か）
- 職業
- 住居
- 逮捕の年月日時及び場所（場所の記載漏れに注意）
- 引致の年月日時及び場所（場所の記載漏れに注意）
- 引致前の請求の場合は、引致すべき官公署又はその他の場所
- 逮捕者の官公職氏名
- 被疑事実の要旨（共犯者名、犯行の日時・場所、被害者名など）
- 公訴時効（3年以上前の事件の場合、要注意）
- 書記官用令状審査票の「その他、裁判官に注意を促す点」の確認

第2 緊急逮捕状発付の要件（刑訴法210条1項）を充足しているかの確認

- 長期3年以上
- 理由の充分性
- 急速性
- 逮捕後「直ちに」逮捕状を請求

第3 緊急逮捕状の点検事項

- 緊急逮捕状「逮捕状（緊急逮捕）」の用紙
 - [REDACTED]
 - 被疑者の氏名（変換ミスに注意）
 - 発付年月日（午前0時を過ぎての発付に注意）
 - 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか）
 - 裁判官の氏名
 - 裁判官の押印
 - 訂正印
 - 契印（[REDACTED] 全葉にわたって裁判官が契印する）
 - 引致前請求の場合、「引致すべき場所」欄が設けられているか
- ※ 平成30年12月1日から、令状に府印を押捺しない取扱いとなりました。

以上 確認した 裁判官 _____

(押印又はサイン)

令状審査票（検証・差押・検証）[書記官用]

* 「検証・差押・検証」の該当するものを○で囲む

[事件番号 令和 年(る・む)第 号] [被疑者]

* 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

第1 請求書の審査事項 ※の事項は、該当する事項がある場合にのみチェック

- 受付日付（午前0時をまたぐ処理の場合に注意）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか、事件符号（地裁（む）、簡裁（る））を確認）
- 請求書の作成年月日（午前0時以降の請求の場合、請求日と作成年月日が異なることあり）
- 請求者の官公職氏名（司法巡査は不可）の記載 押印
- 警察署の印の有無（□有 □無 [REDACTED]）
- 罪名（犯罪事実の要旨との整合性、法改正に注意）

被疑者の

- 氏名
- 年齢（□犯行時14歳以上か→触法事件は請求書及び令状が別書式）（戸籍謄本、本籍照会等で確認）
- 差し押さえるべき物
- 検証場所、身体、物
- ※7日を超える有効期間で請求された場合、記載内容に不備はないか
- 夜間執行請求欄の記載の有無（請求しない場合は、斜線と押印、人の身体や車等住居でない場合は、夜間執行許可は不要）
- 犯罪事実の要旨
（「日本語として不自然な箇所がないか」、「同人、同年などの内容が直前のものと同一か」、「5W1H - 誰が、いつ、どこで、誰に、何を、どのようにしたか」、「共犯者名・共犯形式」、「3年以上前の事件か→公訴時効について裁判官に注意を促す」）
- 訂正印（請求書は請求者印、空欄部分の斜線処理）

【その他、裁判官に注意を促す点】

【以上確認した 職員A (印)】

第2 検証・差押・検証令状の作成

- 令状の用紙（検証・差押・検証令状の用紙か、触法事件の用紙か確認）
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載漏れはないか）
- 被疑者の年齢
- 罪名
- 検証場所、身体、物（別紙がある場合は別紙添付）
- 別紙の添付漏れ、取り違えはないか
- 差し押さえるべき物（場所との取り違えに注意）
- 別紙の添付漏れ、取り違えはないか

→ 裏面に続く

- (強制採尿の場合等) 捜索差押えに関する条件の記載 (方法, 被疑者の連行場所)
- 発付年月日 (発付が午前0時をまたぐ場合に注意)
- 有効期間 (原則7日間, 発付日に7日を加えた日, ※7日間を超える場合は裁判官の指示を仰ぐ)
- 裁判所名 (地裁・簡裁の別, 請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか, 受付印の事件符号は正しいか確認)
- 裁判官の氏名
- 請求者の官公職氏名
- ※夜間執行許可文言

※ 平成30年12月1日から, 令状に府印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員A (印) 】

第3 捜索差押・検証令状の発付に伴う確認

- 令状の用紙 (検証令状の用紙か, 触法事件の用紙か確認)
- 請求先 (地裁宛てか簡裁宛てか, 裁判官は請求先の府の裁判官として事件処理できるか, 事件符号(地裁(む), 簡裁(る))を確認)
- 被疑者の氏名
- 被疑者の年齢
- 罪名
- 検証場所, 身体, 物
- 差し押さるべき物
-
- ※ (強制採尿等の場合) 捜索差押えに関する条件の記載 (方法, 被疑者の連行場所)
- 発付年月日 (発付が午前0時をまたぐ場合に注意)
- 有効期間 (原則7日間, 発付日に7日を加えた日, 午前0時を過ぎての発付に注意)
- 裁判所名 (地裁・簡裁の別, 請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか, 受付印の事件符号は正しいか確認)
- 裁判官の氏名, □ 押印
- 請求者の官公職氏名
- 訂正印
- 契印 (全葉にわたって裁判官が契印しているか)
- ※夜間執行許可文言 □ 押印

※ 平成30年12月1日から, 令状に府印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員B (印) 】

※必ず、令状を作成した職員とは別の職員が確認すること

-

【 職員A又はB又はC (印) 】

令状審査票（検証・差押・検証）[裁判官用]

- ※ 「検証・差押・検証」の該当するものを○で囲む
- ※ 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

第1 検証・差押・検証請求書の審査事項

- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、請求先の庁の裁判官として処理できるか）
- 請求者の官公職氏名、 押印
- 警察署の印の有無（ 有 無 [REDACTED]）
- 罪名（法改正の有無に注意）

被疑者

- 氏名（氏名不詳者の場合、特定は十分か）
- 年齢（ 犯行時14歳以上か→触法事件は請求書及び令状が別書式）
- 差し押さるべき物
- 検証又は検証場所、身体、物
- 有効期間（7日を超える有効期間が請求された場合、記載内容に不備はないか）
- 夜間執行の請求文言
- 犯罪事実の要旨（共犯者名、犯行の日時・場所、被害者名など）
- 公訴時効（3年以上前の事件の場合、要注意）
- 書記官用令状審査票の「その他、裁判官に注意を促す点」の確認

第2 検証・差押・検証令状の点検事項

- 検証・差押、検証許可状の用紙（触法事件の用紙）
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載漏れはないか）
- 被疑者の年齢
- 罪名
- 検証又は検証場所、身体、物
- 差し押さるべき物
- [REDACTED]
- （強制採尿の場合等）検証・差押に関する条件の記載（方法、被疑者の連行場所）
- 発付年月日（午前0時を過ぎての発付に注意）
- 有効期間（原則として発付日に7日を加えた日、午前0時を過ぎての発付に注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか）
- 請求者の官公職氏名
- 裁判官の氏名
- 裁判官の押印
- 訂正印
- 契印（全葉にわたって裁判官が契印する）
- 夜間執行許可の押印

※ 平成30年12月1日から、令状に庁印を押捺しない取扱いとなりました。

以上 確認した 裁判官 _____

(押印又はサイン)

令状審査票（鑑定処分）[書記官用]

[事件番号 令和 年（る・む）第 号] [被疑者]

※ 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

※印の事項は、該当する事項がある場合にのみチェック

第1 請求書の審査事項

- 受付日付（午前0時をまたぐ処理の場合に注意）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理ができるか、事件符号（地裁（む），簡裁（る））を確認）
- 請求書の作成年月日（午前0時以降の請求の場合、請求日と作成年月日が異なることあり）
- 請求者の官公職氏名（司法巡査は不可）の記載 押印
- 警察署の印の有無（ 有 無）
- 罪名（犯罪事実の要旨との整合性、法改正に注意）
- 鑑定人の職業及び氏名
 - 鑑定を嘱託した年月日
- 犯罪事実の要旨（「日本語として不自然な箇所はないか」、「同人、同年などの内容が、直前もとのと同一か」、「5W1H - 誰が、いつ、どこで、誰に、何を、どのようにしたか」、「共犯者名・共犯形式」、「3年以上前の事件か→公訴時効について裁判官に注意を促す」）

被疑者の

- 氏名（戸籍謄本、本籍照会等で確認）
- 年齢（ 犯行時14歳以上か → 触法事件は請求書及び令状は別書式）
- 立ち入るべき場所等
 - 死体解剖の場合、「●●●●（当時××歳）の死体」等と特定が十分か（人定不明の場合は死体の保管場所等で特定する）
 - 遺留された物の場合、「平成●年●月●日付～作成にかかる領置調書押収品目録第×号物件」等と特定が十分か
- ※7日間を超える請求の場合、記載内容に不備はないか
- 訂正印（請求書は請求者印、空欄部分の斜線処理）

【その他、裁判官に注意を促す点】

【 以上確認した 職員A ⑩ 】

第2 鑑定処分許可状の作成

- 鑑定処分許可状の用紙（鑑定処分許可状の用紙か確認、触法事件は別用紙）
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載漏れはないか。）
- 被疑者の年齢
- 罪名
- 鑑定人の職業及び氏名
- 立ち入るべき場所等

→ 裏面に続く

- ※身体の検査に関する条件
 - 強制採血の場合、「採血は医学的に相当な方法によること」と記載
 - 鑑定対象が女性の場合、「医師又は成年の女性を立ち会わせること」と記載
- 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）
- 有効期間（原則7日間、発付日に7日を加えた日、7日間を超える請求の場合は裁判官の指示を仰ぐ）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
- 裁判官の氏名
- 請求者の官公職氏名
- [REDACTED]

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員A (印) 】

第3 鑑定処分許可状の発付に伴う確認

- 令状の用紙（鑑定処分許可状の用紙か確認、触法事件は別用紙）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理ができるか、事件符号（地裁（む）、簡裁（る））を確認）
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載漏れはないか）
- 被疑者の年齢
- 罪名
- 鑑定人の職業及び氏名
- 立ち入るべき場所等
- ※身体の検査に関する条件
 - 強制採血の場合、「採血は医師をして、医学的に相当な方法によること」などと記載
 - 鑑定対象が女性の場合、「医師又は成年の女子を立ち会わせること」などと記載
- 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）
- 有効期間（原則7日間、発付日に7日を加えた日、午前0時を過ぎての発付に注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
- 裁判官の氏名
- 裁判官の印
- 請求者の官公職氏名
- [REDACTED]
- ※訂正印
- 契印（全葉にわたって裁判官が契印しているか）

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員B (印) 】
※必ず、令状を作成した職員とは別の職員が確認すること



【 [REDACTED] 職員A又はB又はC (印) 】

令状審査票（鑑定処分）[裁判官用]

※ 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

第1 鑑定処分許可状請求書の審査事項

- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、請求先の庁の裁判官として処理できるか）
- 請求者の官公職氏名 押印
- 警察署の印の有無（ 有 無 [REDACTED]）
- 罪名（犯罪事実の要旨との対応、法改正の有無に注意）
- 鑑定人の職業及び氏名
- 犯罪事実の要旨（共犯者名、犯行の日時・場所、被害者名など）
- 公訴時効（3年以上前の事件の場合、要注意）

被疑者の

- 氏名
- 年齢（ 犯行時14歳以上か → 触法事件は請求書及び令状は別書式）
- 立ち入るべき場所等
- 有効期間（7日を超える有効期間が請求された場合、記載内容に不備はないか）
- 書記官用令状審査票の「その他、裁判官に注意を促す点」の確認

第2 鑑定処分許可状の点検事項

- 鑑定処分許可状の用紙（触法事件の用紙）
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載漏れはないか）
- 被疑者の年齢
- 罪名
- 鑑定人の職業及び氏名
- 立ち入るべき場所等
 - 強制採血：「アルコール濃度検査をするのに必要な血液（ただし4ミリリットルを超えない範囲）を被疑者の身体から採取すること」などと記載
- 身体の検査に関する条件
 - 強制採血の場合：「採血は医師をして、医学的に相当な方法によること」など
 - 対象が女性の場合：「医師又は成年の女子をこれに立ち会わせること」など
- 発付年月日（午前0時を過ぎての発付に注意）
- 有効期間（原則として発付日に7日を加えた日、午前0時を過ぎての発付に注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか）
- 請求者の官公職氏名
[REDACTED]
- 裁判官の氏名
- 裁判官の押印
- 訂正印
- 契印（全葉にわたって裁判官が契印する）

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

以上 確認した 裁判官 _____

(押印又はサイン)

令状審査票（身体検査）[書記官用]

[事件番号 令和 年（る・む）第 号]

[被疑者]

]

※ 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

第1 請求書の審査事項 ※印の事項は、該当する事項がある場合にのみチェック

- 受付日付（午前0時をまたぐ処理の場合に注意）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか、事件符号（地裁（む），簡裁（る））を確認）
- 請求書の作成年月日（午前0時以降の請求の場合、請求日と作成年月日が異なることあり）
- 請求者の官公職氏名 押印
- 警察署の印の有無（有 無 [REDACTED]）
- 罪名（犯罪事実の要旨との整合性、法改正に注意）

被疑者の

- 氏名（戸籍謄本、本籍照会等で確認）
- 年齢（ 犯行時14歳以上か → 触法事件は請求書及び令状は別書式）
- 身体検査を受ける者の氏名、年齢、職業、住居、性別、健康状態
- 身体検査を必要とする理由
- 検査すべき身体の部位
- ※7日を超える有効期間で請求された場合、記載内容に不備はないか
- 犯罪事実の要旨（「日本語として不自然な箇所はないか」、「同人、同年などの内容が、直前のものと同一か」、「5W1H - 誰が、いつ、どこで、誰に、何を、どのようにしたか」、「共犯者名・共犯形式」、「3年以上前の事件か→公訴時効について裁判官に注意を促す」）
- 訂正印（請求書は請求者印、空欄部分の斜線処理）

【その他、裁判官に注意を促す点】

【 以上確認した 職員A (印) 】

第2 身体検査令状の作成

- 身体検査令状の用紙（身体検査令状の用紙か確認、触法事件は別用紙）
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載漏れはないか）
- 被疑者の年齢
- 罪名
- 検査すべき身体
- 身体の検査に関する条件
 - 女性の身体検査の場合、「医師又は成年の女子を立ち会わせること」などと記載
 - 強制採血の場合、「採血は医師をして、医学的に相当な方法によること」などと記載
- 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）

→ 裏面に続く

- 有効期間（原則 7 日間、発付日に 7 日を加えた日、7 日間を超える請求の場合は裁判官の指示を仰ぐ）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
- 裁判官の氏名
- 請求者の官公職氏名
-

※ 平成 30 年 1 月 2 日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員 A (印) 】

第 3 身体検査令状の発付に伴う確認

- 令状の用紙（身体検査令状の用紙か確認、触法事件は別用紙）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか、事件符号（地裁（む）、簡裁（る））を確認）
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載漏れはないか）
- 被疑者の年齢
- 罪名
- 検査すべき身体
- 身体の検査に関する条件
 - 女性の身体検査の場合、「医師又は成年の女子を立ち会わせること」などと記載
 - 強制採血の場合、「採血は医師をして、医学的に相当な方法によること」などと記載
- 発付年月日（発付が午前 0 時をまたぐ場合に注意）
- 有効期間（原則 7 日間、発付日に 7 日を加えた日、午前 0 時を過ぎての発付に注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
- 裁判官の氏名 押印
- 請求者の官公職氏名
-
- 訂正印
- 契印（全葉にわたって裁判官が契印しているか）

※ 平成 30 年 1 月 2 日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員 B (印) 】

※必ず、身体検査令状を作成した職員とは別の職員が確認すること

-

【 [] 職員 A 又は B 又は C (印) 】

令状審査票（身体検査）[裁判官用]

※ 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

第1 身体検査令状請求書の審査事項

- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、請求先の庁の裁判官として処理できるか）
- 請求者の官公職氏名 押印
- 駐在署の印の有無（ 有 無 [REDACTED]）
- 罪名（犯罪事実の要旨との対応、法改正の有無に注意）

被疑者の

- 氏名（氏名不詳者の場合、特定は十分か）
- 年齢（ 犯行時14歳以上か → 触法事件は請求書及び令状が別書式）
- 身体検査を受ける者の 氏名 年齢 職業 住居 性別 健康状態
- 身体検査を必要とする理由
- 検査すべき身体の部位
- 有効期間（7日を超える有効期間が請求された場合、記載内容に不備はないか）
- 犯罪事実の要旨（共犯者名、犯行の日時・場所、被害者名など）
- 公訴時効（3年以上前の事件の場合、要注意）
- 書記官用令状審査票の「その他、裁判官に注意を促す点」の確認

第2 身体検査令状の点検事項

- 身体検査令状の用紙（触法事件の用紙）
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載漏れはないか）
- 被疑者の年齢
- 罪名
- 検査すべき身体
- 身体の検査に関する条件
 - 強制採血の場合：「採血は医師をして、医学的に相当な方法によること」など
 - 対象が女性の場合：「医師又は成年の女子をこれに立ち会わせること」など
- 発付年月日（午前0時を過ぎての発付に注意）
- 有効期間（原則として発付日に7日を加えた日、午前0時を過ぎての発付に注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか）
- 請求者の官公職氏名
[REDACTED]
- 裁判官の氏名
- 裁判官の押印
- 訂正印
- 契印（全葉にわたって裁判官が契印する）

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

以上 確認した 裁判官 _____

(押印又はサイン)

令状審査票（引致状）【書記官用】

[事件番号 令和 年（る・む）第

号]

[引致すべき者

]

※ 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

※印の事項は、該当する事項がある場合にのみチェック

第1 引致状請求書の審査事項

- 受付日付（午前0時をまたぐ処理の場合に注意）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか、事件符号（地裁（むり）、簡裁（る））を確認）
- 請求書の作成年月日（午前0時以降の請求の場合、請求日と作成年月日が異なることあり）
- 請求者（地方更生保護委員会又は保護観察所長）の官公職氏名の記載、所長の公印
- 管轄（請求者〔地方更生保護委員会・保護観察所〕の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所）
- 引致すべき者の氏名（戸籍謄本、本籍照会等で確認）
- 引致すべき者の生年月日
- 引致すべき者の住居
- 引致すべき者の職業
- 事実の要旨・引致を必要とする理由（更生保護法63条2項）
(□引致すべき者が保護観察中の者であることを明らかにする事項も記載されているか)
- 引致すべき場所
- ※7日を超える有効期間で請求された場合、記載内容に不備はないか
- 数通付与の請求がある場合、記載内容に不備はないか
- 謄本の添付（原本内容との一致（受付印・訂正印を含む）、謄本認証を確認）
- 訂正印（請求書は請求者印、謄本は認証者印か請求者印）

【その他、裁判官に注意を促す点】

【以上確認した 職員A (印)】

第2 引致状の作成

- 令状の用紙（引致状の用紙か確認）
- 引致すべき者の氏名（変換ミスに注意）
- 引致すべき者の生年月日
- 引致すべき者の居住すべき住居

→ 裏面に続く

- 引致すべき者の職業
- 引致すべき場所
- 事実の要旨・引致の理由
- 請求者
- 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）
- 有効期間（原則7日間、発付日に7日を加えた日、7日間を超える請求の場合は裁判官の指示を仰ぐ）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
- 裁判官の氏名

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員A (印) 】

第3 引致状の発付に伴う確認

- 令状の用紙（引致状の用紙か確認）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか、事件符号（地裁（む）、簡裁（る））を確認）
- 引致すべき者の 氏名（変換ミスに注意）、 生年月日、 住居、 職業
- 引致すべき場所
- 事実の要旨・引致の理由
- 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合は注意）
- 有効期間（原則7日間、発付日に7日を加えた日、午前0時を過ぎての発付は注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求者の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
- 裁判官の氏名 押印
- 請求者の官公職名

- 訂正印
- 契印（全葉にわたって裁判官が契印しているか）

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員B (印) 】

※必ず、引致状を作成した職員とは別の職員が確認すること



【  職員A又はB又はC (印) 】

令状審査票（引致状）[裁判官用]

※ 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

第1 引致状請求書の審査事項

- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、請求先の庁の裁判官として処理できるか）
- 請求者（地方更生保護委員会又は保護観察所長）の官公職氏名の記載、所長の公印
- 管轄（請求者〔地方更生保護委員会・保護観察所〕の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所）
- 引致すべき者の氏名
- 引致すべき者の生年月日
- 引致すべき者の住居
- 引致すべき者の職業
- 事実の要旨・引致を必要とする理由（更生保護法63条2項）
(引致すべき者が保護観察中の者であることを明らかにする事項も記載されているか)
- 引致すべき場所
- 有効期間（7日を超える有効期間で請求された場合、記載内容に不備はないか）
- 数通付与の請求がある場合、記載内容に不備はないか
- 書記官用令状審査票の「その他、裁判官に注意を促す点」の確認

第2 引致状の点検事項

- 引致状の用紙
- 引致すべき者の氏名
- 引致すべき者の生年月日
- 引致すべき者の居住すべき住居
- 引致すべき者の職業
- 引致すべき場所
- 事実の要旨・引致の理由
- 発付年月日（午前0時を過ぎての発付は注意）
- 有効期間（原則として7日間、発付日に7日を加えた日、午前0時を過ぎての発付は注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか）
- 請求者の官公職氏名
[REDACTED]
- 裁判官の氏名
- 裁判官の押印
- 訂正印
- 契印（全葉にわたって裁判官が契印する）

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

以上 確認した 裁判官 _____

(押印又はサイン)

令状審査票（鑑定留置）[書記官用]

[事件番号 令和 年（る・む）第 号] [被疑者]

* 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

第1 請求書の審査事項 ※印の事項は、該当する事項がある場合にのみチェック

- 受付日付（午前0時をまたぐ処理の場合に注意）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか、事件符号（地裁（む）、簡裁（る））を確認）
- 請求書の作成年月日（午前0時以降の請求の場合、請求日と作成年月日が異なることがあります）
- 請求者の官公職氏名（司法巡査は不可）の記載 押印
- 警察署の印の有無（ 有 無 []）
- 罪名（犯罪事実の要旨との整合性、法改正に注意）

被疑者の

- 氏名
- 年齢（戸籍謄本、本籍照会等で確認）
- 職業
- 住居
- 被疑者の健康状態
- 留置の場所
- 留置を必要とする期間（終期の時刻）の入れ忘れに注意
- ※被疑者に弁護人があるときは、その氏名
- 鑑定の目的
- 鑑定人の職業及び氏名
- 鑑定を嘱託した年月日
- 犯罪事実の要旨
（「日本語として不自然な箇所がないか」、「同人、同年などの内容が直前のものと同一か」、「5W1H-誰が、いつ、どこで、誰に、何を、どのようにしたか」、「共犯者名・共犯形式」、「3年以上前の事件か→公訴時効について裁判官に注意を促す」）
- 訂正印（請求書は請求者印、空欄部分の斜線処理）

【その他、裁判官に注意を促す点】

【以上確認した 職員A 】

第2 鑑定留置状の作成

- 令状の用紙（鑑定留置状の用紙が確認）
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意）
- 被疑者の年齢
- 被疑者の住居
- 被疑者の職業
- 罪名
- 被疑事実の要旨（別紙がある場合は別紙添付）
- 別紙の添付漏れ、取り違えはないか

→ 裏面に続く

- 留置すべき場所
- 留置の期間 (終期の時刻の入れ忘れに注意)
- 鑑定の目的
- 発付年月日 (発付が午前0時をまたぐ場合に注意)
- 有効期間 (原則7日間, 発付日に7日を加えた日, ※7日間を超える場合は裁判官の指示を仰ぐ)
- 裁判所名 (地裁・簡裁の別, 請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか, 受付印の事件符号は正しいか確認)
- 裁判官の氏名

※平成30年12月1日から, 令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員A (印) 】

第3 鑑定留置状の発付に伴う確認

- 令状の用紙 (鑑定留置状の用紙か確認)
- 請求先 (地裁宛てか簡裁宛てか, 裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか, 事件符号 (地裁(む), 簡裁(る)) を確認)
- 被疑者の氏名
- 被疑者の年齢
- 被疑者の住居
- 被疑者の職業
- 罪名
- 被疑事実の要旨
- 留置すべき場所
- 留置の期間 (終期の時刻の入れ忘れに注意)
- 鑑定の目的
- [REDACTED]
- 発付年月日 (発付が午前0時をまたぐ場合に注意)
- 有効期間 (原則7日間, 発付日に7日を加えた日, 午前0時を過ぎての発付に注意)
- 裁判所名 (地裁・簡裁の別, 請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか, 受付印の事件符号は正しいか確認)
- 裁判官の氏名 押印
- 訂正印
- 契印 (全葉にわたって裁判官が契印しているか)

※ 平成30年12月1日から, 令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員B (印) 】

※必ず、令状を作成した職員とは別の職員が確認すること



【 [REDACTED] 職員A又はB又はC (印) 】

令状審査票（鑑定留置）[裁判官用]

※ 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

第1 鑑定留置状請求書の審査事項

- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、請求先の庁の裁判官として処理できるか）
- 請求者の官公職氏名 押印
- 警察署の印の有無（ 有 無 [REDACTED]）
- 罪名（法改正の有無に注意）

被疑者の

- 氏名（氏名不詳者の場合、特定は十分か） 年齢 職業 住居
- 被疑者の健康状態
- 留置すべき場所
- 留置を必要とする期間（終期の時刻の入れ忘れに注意）
- 被疑者に弁護人があるときは、その氏名
- 鑑定の目的
- 鑑定人の職業及び氏名
- 有効期間（7日を超える有効期間が請求された場合、記載内容に不備はないか）
- 被疑事実の要旨（共犯者名、犯行の日時・場所、被害者名など）
- 公訴時効（3年以上前の事件の場合、要注意）
- 書記官用令状審査票の「その他、裁判官に注意を促す点」の確認

第2 鑑定留置状の点検事項

- 鑑定留置状の用紙
- 被疑者の
 - 氏名（変換ミスに注意） 年齢 住居 職業
 - 罪名
 - 被疑事実の要旨
 - 留置すべき場所
 - 留置の期間（終期の時刻の入れ忘れに注意）
 - 鑑定の目的
 - [REDACTED]
- 発付年月日（午前0時を過ぎての発付に注意）
- 有効期間（原則として発付日に7日を加えた日、午前0時を過ぎての発付に注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか）
- 裁判官の氏名
- 裁判官の押印
- 訂正印
- 契印（全葉にわたって裁判官が契印する）

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

以上 確認した 裁判官 _____

(押印又はサイン)

令状審査票（記録命令付差押許可状）[書記官用]

[事件番号 令和 年（る・む）第 号] [被疑者]

* 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

※印の事項は、該当する事項がある場合にのみチェック

第1 請求書の審査事項

- 受付日付（午前0時をまたぐ処理の場合に特に注意）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか、事件符号（地裁（む）、簡裁（る））を確認）
- 請求書の作成年月日（午前0時以降の請求の場合、請求日と作成年月日が異なることあり）
- 請求者の官公職氏名（司法巡査は不可）の記載 押印
- 警察署の印の有無（□有 □無 [REDACTED]）
- 罪名（犯罪事実の要旨との整合性、法改正に注意）

被疑者の

- 氏名
- 年齢（□犯行時14歳以上か→触法事件は請求書及び令状が別書式）（戸籍謄本、本籍照会等で確認）
- 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録
- 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者
- ※7日を超える有効期間で請求された場合、記載内容に不備はないか。
- 犯罪事実の要旨（「日本語として不自然な箇所がないか」、「同人、同年などの内容が直前のものと同一か」、「5W1H－誰が、いつ、どこで、誰に、何を、どのようにしたか」、「共犯者名・共犯形式」、「3年以上前の事件か→公訴时效について裁判官に注意を促す」）
- 夜間執行請求欄の記載の有無（請求しない場合は、斜線と押印、人の身体や車など住居等ではない場合は、夜間執行の許可は不要）
- 訂正印（請求書は請求者印、謄本は認証者印か請求者印、空欄部分の斜線処理）

【その他、裁判官に注意を促す点】

【 以上確認した 職員A (印) 】

第2 記録命令付差押許可状の作成

- 令状の用紙（記録命令付差押許可状の用紙か、触法事件の用紙か確認）
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意。外〇名の記載漏れはないか）
- 被疑者の年齢
- 罪名
- 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録（別紙がある場合は別紙添付）
 - 別紙の添付漏れ、取り違えはないか
- 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者（電磁的記録の別紙との取り違えに注意）
 - 別紙の添付漏れ、取り違えはないか
- 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）
- 有効期間（原則7日間、発付日に7日を加えた日、※7日間を超える請求の場合は裁判官の指示を仰ぐ）

→ 裏面に続く

- 発付年月日
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
- 裁判官の氏名
- 請求者の官公職氏名
- ※夜間執行許可文言

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員A (印) 】

第3 記録命令付差押許可状の発付に伴う確認

- 令状の用紙（記録命令付差押許可状の用紙か、触法事件の用紙か確認）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛か、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか、事件符号（地裁（む）、簡裁（る））を確認）
- 被疑者の氏名
- 被疑者の年齢
- 罪名
- 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録
- 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者
- [REDACTED]
- 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）
- 有効期間（原則7日間、発付日に7日を加えた日、午前0時を過ぎての発付に注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
- 裁判官の氏名 押印
- 請求者の官公職氏名
- 訂正印
- 契印（全葉にわたって裁判官が契印しているか）
- ※夜間執行許可文言 ※押印

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員B (印) 】

※必ず、令状を作成した職員とは別の職員が確認すること



【 [REDACTED] 職員A又はB又はC (印) 】

令状審査票（記録命令付差押許可状）[裁判官用]

※ 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

第1 記録命令付差押許可状請求書の審査事項

- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、請求先の庁の裁判官として処理できるか）
- 請求者の官公職氏名 押印 [REDACTED]
- 警察署の印の有無（ 有 無 [REDACTED]）
- 罪名（法改正の有無に注意）

被疑者の

- 氏名（氏名不詳者の場合、特定は十分か）
- 年齢（ 犯行時14歳以上か → 触法事件は請求書及び令状が別書式）
- 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録
- 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者
- 有効期間（7日を超える有効期間が請求された場合、記載内容に不備はないか）
- 夜間執行の請求文言
- 犯罪事実の要旨（共犯者名、犯行の日時・場所、被害者名など）
- 公訴時効（3年以上前の事件の場合、要注意）
- 書記官用令状審査票の「その他、裁判官に注意を促す点」の確認

第2 記録命令付差押許可状の点検事項

- 記録命令付差押許可状の用紙
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載漏れはないか）
- 被疑者の年齢
- 罪名
- 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録
- 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者 [REDACTED]
- 発付年月日（午前0時を過ぎての発付に注意）
- 有効期間（原則として発付日に7日を加えた日、午前0時を過ぎての発付に注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか）
- 請求者の官公職氏名
- 裁判官の氏名
- 裁判官の押印
- 訂正印
- 契印（全葉にわたって裁判官が契印する）
- 夜間執行許可の押印

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

以上 確認した 裁判官

(押印又はサイン)

令状審査票（リモートアクセスによる複写の処分の検索差押・差押）【書記官用】

* 「検索差押・差押」の該当するものを○で囲む

[事件番号 令和 年（る・む）第 号] [被疑者]

* 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

※印の事項は、該当する事項がある場合にのみチェック

第1 請求書の審査事項

- 受付日付（午前0時をまたぐ処理の場合に注意）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか、事件符号（地裁（む）、簡裁（る））を確認）
- 請求書の作成年月日（午前0時以降の請求の場合、請求日と作成年月日が異なることあり）
- 請求者の官公職氏名（司法巡査は不可）の記載、 押印
- 警察署の印の有無（ 有 無 [])
- 罪名（犯罪事実の要旨との整合性、法改正に注意）
- 被疑者の氏名
- 被疑者の年齢（ 犯行時14歳以上か→触法事件は請求書及び令状が別書式）（戸籍謄本、本籍照会等で確認）
- ※7日を超える有効期間で請求された場合、記載内容に不備はないか
- 差し押さるべき物（パソコン等が含まれているか）
- 捜索すべき場所、身体、物
- 電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体の特定・複写すべき電磁的記録の範囲
- 夜間執行請求欄の記載の有無（請求しない場合は、斜線と押印、人の身体や車など住居等でない場合は、夜間執行許可は不要）
- 犯罪事実の要旨
（「日本語として不自然な箇所がないか」、「同人、同年などの内容が直前のものと同一か」、「5W1H - 誰が、いつ、どこで、誰に、何を、どのようにしたか」、「共犯者名・共犯形式」、「3年以上前の事件か→公訴時效について裁判官に注意を促す」）
- 訂正印（請求書は請求者印、空欄部分の斜線処理）

【その他、裁判官に注意を促す点】

【 以上確認した 職員A (印) 】

第2 リモートアクセスによる複写の処分の検索差押・差押令状の作成

- 令状の用紙（リモートアクセスによる複写の処分の検索差押・差押令状の用紙か、触法事件の用紙か確認）
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載漏れはないか）
- 被疑者の年齢
- 罪名
- 捜索すべき場所、身体、物（別紙がある場合は別紙添付）
 - 別紙の添付漏れ、取り違えはないか
- 差し押さるべき物（別紙がある場合は別紙添付）
 - 別紙の添付漏れ、取り違えはないか

→ 裏面に続く

- 電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体の特定・複写すべき電磁的記録の範囲（別紙がある場合は別紙添付）
 - 別紙の添付漏れ、取り違えはないか
- 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）
- 有効期間（原則7日間、発付日に7日を加えた日、※7日間を超える場合は裁判官の指示を仰ぐ）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
- 裁判官の氏名
- 請求者の官公職氏名
- ※夜間執行許可文言

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員A (印) 】

第3 令状の発付に伴う確認

- 令状の用紙（リモートアクセスによる複写の処分の検索差押・差押令状の用紙か、触法事件の用紙か確認）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか、事件符号（地裁（む）、簡裁（る））を確認）
- 被疑者の氏名
- 被疑者の年齢
- 罪名
- 検索すべき場所、身体、物
- 差し押さるべき物
- 電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体の特定・複写すべき電磁的記録の範囲
-
- 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）
- 有効期間（原則7日間、発付日に7日を加えた日、午前0時を過ぎての発付に注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
- 裁判官の氏名 押印
- 請求者の官公職氏名
- 訂正印
- 契印（全葉にわたって裁判官が契印しているか）
- ※夜間執行許可文言 ※押印

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員B (印) 】

※必ず、令状を作成した職員とは別の職員が確認すること



【 [REDACTED] 職員A又はB又はC (印) 】

令状審査票（リモートアクセスによる複写の処分の検査票）[裁判官用]

- ※ 「検査票」の該当するものを○で囲む
- ※ 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

第1 検査票（リモートアクセスによる複写の処分）請求書の審査事項

- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、請求先の庁の裁判官として処理できるか）
- 請求者の官公職氏名 押印 [REDACTED]
- 警察署の印の有無（□有 無 [REDACTED]）
- 罪名（法改正の有無に注意）

被疑者の

- 氏名（氏名不詳者の場合、特定は十分か）
- 年齢（□ 犯行時14歳以上か → 触法少年は請求書及び令状が別書式）
- 差し押さるべき物（パソコン等）
- 検査すべき場所、身体、物
- 有効期間（7日を超える有効期間が請求された場合、記載内容に不備はないか）
- 電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体の特定・複写すべき電磁的記録の範囲
- 夜間執行の請求文言
- 犯罪事実の要旨（共犯者名、犯行の日時・場所、被害者名など）
- 公訴時効（3年以上前の事件の場合、要注意）
- 書記官用令状審査票の「その他、裁判官に注意を促す点」の確認

第2 検査票（リモートアクセスによる複写の処分）の点検事項

- 検査票又は差押（リモートアクセスによる複写の処分）の用紙（触法事件の用紙）
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載漏れはないか）
- 被疑者の年齢
- 罪名
- 検査すべき場所、身体、物
- 差し押さるべき物（パソコン等）
- 電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体の特定・複写すべき電磁的記録の範囲
[REDACTED]
- 発付年月日（午前0時を過ぎての発付に注意）
- 有効期間（原則として発付日に7日を加えた日、午前0時を過ぎての発付に注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか）
- 請求者の官公職氏名
- 裁判官の氏名
- 裁判官の押印
- 訂正印
- 契印（全葉にわたって裁判官が契印する）
- 夜間執行許可の押印

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

以上 確認した 裁判官 _____
(押印又はサイン)

令状審査票（傍受令状）[書記官用]

[事件番号 令和 年（む）第 号] [被疑者]

※ 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

第1 傍受令状請求書の審査事項 ※印の事項は、該当する事項がある場合にのみチェック

- 受付日付（午前0時をまたぐ処理の場合に注意）
- 請求先（地裁の専属管轄、簡裁処理は不可）
- 請求書の官公職
 - 氏名（通信傍受法4条1項の指定があるか - 檢察官又は司法警察員（警視以上）の記載）
 - 押印
- 警察署の印の有無（□有 □無）
- 被疑者の □氏名, □年齢（戸籍謄本、本籍照会等で確認）
- 被疑事実の要旨（「日本語として不自然な箇所がないか」、「同人、同年などの内容が、直前のものと同一か」、「5W1H（誰が、いつ、どこで、誰に、何を、どのようにしたか）」、「共犯者名・共犯形式」、「3年以上前の事件か→公訴時効について裁判官に注意を促す」）
- 罪名及び罰条（対象犯罪であるか、被疑事実の要旨との整合性、法改正に注意）
- 傍受すべき通信
- 傍受の実施の対象とすべき通信手段
- 傍受の実施の方法及び場所
- 傍受ができる期間（10日以内）
- ※7日を超える有効期間で請求された場合、記載内容に不備はないか
- ※前に被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実につき、同一の通信手段を対象とする請求又は発付があったときは、その旨
- 訂正印（請求書は請求者印、空欄部分の斜線処理）

【その他、裁判官に注意を促す点】

【以上確認した 職員A (印)】

第2 傍受令状の作成（両面印刷）

- 傍受令状の用紙
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載もれはないか）
- 被疑者の年齢
- 罪名及び罰条
- 被疑事実の要旨
- 傍受すべき通信
- 傍受の実施の対象とすべき通信手段
- 傍受の実施の場所
- 傍受の実施方法
- 傍受の実施に関する条件
- 傍受ができる期間（10日以内）

→ 裏面に続く

- 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）
 - 有効期間（原則7日間、発付日に7日を加えた日、※7日間を超える請求の場合は裁判官の指示を仰ぐ）
 - 裁判所名（地裁の専属管轄、簡裁処理は不可、請求書の宛先と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
 - 裁判官の氏名（地方裁判所裁判官であることを確認）
 - 請求者の官公職氏名
- ※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員A (印) 】

第3 傍受令状発付に伴う確認

- 傍受令状の用紙
 - 被疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載もれはないか）
 - 被疑者の年齢
 - 罪名及び罰条
 - 被疑事実の要旨
 - 傍受すべき通信
 - 傍受の実施の対象とすべき通信手段
 - 傍受の実施の場所
 - 傍受の実施の方法
 - 傍受の実施に関する条件
[REDACTED]
 - 傍受ができる期間（10日以内）
 - 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）
 - 有効期間（原則7日間、発付日に7日を加えた日、午前0時を過ぎての発付に注意）
 - 裁判所名（地裁の専属管轄、請求書の宛先と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
 - 裁判官の氏名（地方裁判所裁判官であることを確認）
 - 裁判官の印
 - 請求者の官公職氏名
 - 訂正印
 - 契印（全葉にわたって裁判官が契印しているか）
- ※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員B (印) 】

※必ず、傍受令状を作成した職員とは別の職員が確認すること



【 [REDACTED] 職員A又はB又はC (印) 】

令状審査票（傍受令状）[裁判官用]

※ 各審査項目のチェックは、審査項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れること

第1 傍受令状請求書の審査事項

- 請求先（地裁のみ）**
- 請求者の官公職氏名 押印
- 警察署の印の有無（ 有 無） [REDACTED]

被疑者の

- 氏名
- 年齢
- 被疑事実の要旨（共犯者名、犯行の日時・場所、被害者名など）
- 公訴時効（3年以上前の事件の場合、要注意）
- 罪名及び罰条（対象事件か、法改正の有無、被疑事実の要旨と対応しているか注意）
- 傍受すべき通信（他の通信と識別できるよう具体的に特定が必要）
- 傍受の実施対象とすべき通信手段（電話番号、電子メールアドレス等により特定）
- 傍受の実施の方法及び場所
- 傍受ができる期間（10日以内）
- 有効期間（7日を超える有効期間で請求された場合、記載内容に不備はないか）
- 前に被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実につき、同一の通信手段を対象とする請求又は発付があったときは、その旨
- 書記官用令状審査票の「その他、裁判官に注意を促す点」の確認

第2 傍受令状の実体的要件

- 犯罪の嫌疑（通信傍受法3条1項各号該当性）
 - 犯罪関連通信が行われると疑われる状況があること
 - 補充性（他の方法によっては犯人の特定等が著しく困難であること）
 - 被疑者が契約中の通信手段又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りる通信手段
 - （前に発付された傍受令状の被疑事実と同一のものが含まれ、同一の通信手段を対象とする場合）
- 特別な事情

第3 傍受令状の点検事項

- 傍受令状の用紙
- 被疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載漏れはないか）
- 被疑者の年齢
- 罪名及び罰条
- 被疑事実の要旨
- 傍受すべき通信
- 傍受の実施対象とすべき通信手段
- 傍受の実施の場所 傍受の実施の方法
- 傍受の実施に関する条件

→ 裏面に続く

- [REDACTED]
- 傍受ができる期間（10日以内）
 - 発付年月日（午前0時を過ぎての発付に注意）
 - 有効期間（原則として発付日に7日を加えた日，午前0時を過ぎての発付に注意）
 - 裁判所名（地裁名であること，請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか）
 - 裁判官（地裁辞令がある者）の氏名
 - 裁判官の押印
 - 請求者の官公職氏名
 - 訂正印
 - 契印（全葉にわたって裁判官が契印する）

※ 平成30年12月1日から，令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

以上 確認した 裁判官 _____

(押印又はサイン)

令状審査票（臨検・捜索・差押一関税法犯則事件）【書記官用】

※「臨検・捜索・差押」の該当するものを○で囲む

[事件番号 令和 年(る・む)第 号] [犯則嫌疑者]

注1 各審査は、項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れる。

注2 ※の事項は、該当するものがある場合にのみチェックする。

第1 臨検捜索差押請求書の審査事項

- 受付日付（午前0時をまたぐ処理の場合に注意）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか。事件符号（地裁（む）、簡裁（る））を確認）
- 管轄（請求者の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所。当該裁判所の管轄区域内に請求者の所属官署がない場合には当該裁判所では処理できないことに注意する（関税法121条1項）。）

例：東京税関成田税関支署からの請求→ ○千葉地裁 ×千葉簡裁（千葉簡裁には管轄がない）

横浜税関千葉税関支署からの請求→ ○千葉地裁 ○千葉簡裁

注：急速を要するときは臨検すべき場所等の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所が処理可能（同3項）

- 請求書の作成年月日（午前0時以降の請求の場合、請求日と作成年月日が異なることあり）
- 請求者の官職氏名の記載、押印
- 税関署の印の有無（□有 □無）
- 犯則嫌疑罪名（犯則事実の要旨との整合性、法改正に注意）
- 犯則嫌疑者の□氏名、□年齢（□犯行時14歳以上か）（戸籍謄本、本籍照会等で確認）
- 臨検又は捜索すべき場所、身体、物件
- 差し押さえるべき物件
- ※複写すべきものの範囲（リモートアクセスの場合）
- ※記録等をさせるべき者（記録命令付差押えの場合）
- ※7日を超える有効期間で請求された場合、記載内容に不備はないか
- 夜間執行請求欄の記載の有無（請求しない場合は、斜線と押印が必要。旅館、飲食店等、関税法137条1項ただし書に該当する場合は、夜間執行許可は不要）
- 犯則事実の要旨
(「日本語として不自然な箇所がないか」、「同人」、「同年」などの内容が直前のものと同一か、「5W1H - 誰が、いつ、どこで、何を、どのようにしたか」、「共犯者名・共犯形式」、「3年以上前の事件か→公訴時効について裁判官に注意を促す」)
- 訂正印（請求者印、空欄部分の斜線処理）

【その他、裁判官に注意を促す点】

【以上確認した 職員A (印)】

→裏面に続く

第2 臨検捜索差押許可状の作成

- 令状の用紙（請求書に対応した臨検捜索差押許可状の用紙か確認）
 - 犯則嫌疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載漏れはないか）
 - 犯則嫌疑者の年齢
 - 犯則嫌疑罪名
 - 臨検又は捜索すべき場所、身体、物件（犯則事実との取り違えに注意） ← 別紙の添付漏れ、取り違えはないか
 - 差し押さえるべき物件（「本件に関係する物件」とした場合は、罪名の罰条を記載するなどの特定補助手段について裁判官の指示を受ける）（場所との取り違えに注意） ← 別紙の添付漏れ、取り違えはないか
 - ※複写すべきものの範囲（リモートアクセスの場合）
 - ※記録等をさせるべき者（記録命令付差押えの場合）
 - 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）
 - 有効期間（原則7日間、発付日に7日を加えた日、7日間を超える請求の場合は裁判官の指示を仰ぐ）
 - 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認、東京税関成田税関支署からの請求は千葉地裁のみ）
 - 裁判官の氏名
 - ※夜間執行許可文言
- ※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【以上確認した 職員A (印)】

第3 臨検捜索差押許可状の発付に伴う確認

- 令状の用紙（請求書に対応した臨検捜索差押許可状の用紙か確認）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか。事件符号(地裁(む)、簡裁(る))を確認）
- 犯則嫌疑者の氏名（変換ミスに注意、複数名の場合「外〇名」の記載）
- 犯則嫌疑者の年齢
- 犯則嫌疑罪名
- 臨検又は捜索すべき場所、身体、物件
- 差し押さえるべき物件
- ※複写すべきものの範囲（リモートアクセスの場合）
- ※記録等をさせるべき者（記録命令付差押えの場合）
- [REDACTED]

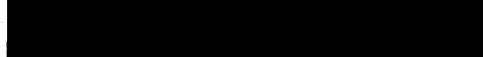
→ 次葉に続く

- 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）
- 有効期間（原則7日間、発付日に7日を加えた日、午前0時を過ぎての発付に注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
- 裁判官の氏名
- 裁判官の押印
- 請求者の官職氏名
- ※夜間執行許可文言 押印
- 契印（全葉にわたって裁判官が契印しているか）
- 訂正印

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

【 以上確認した 職員B  】

※必ず、許可状を作成した職員とは別の職員が確認すること

【  職員A又はB又はC  】

令状審査票（臨検・捜索・差押一関税法犯則事件）[裁判官用]

- ※ 「臨検・捜索・差押」の該当するものを○で囲む
- ※ 各審査は、項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れる。

第1 臨検捜索差押許可状請求書の審査事項

- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、請求先の庁の裁判官として処理できるか）
- 管轄（請求者の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所。当該裁判所の管轄区域内に請求者の所属官署がない場合には、当該裁判所では処理できないことに注意する（関税法121条1項））

例：東京税関成田税関支署からの請求→ ○千葉地裁 ×千葉簡裁（千葉簡裁には管轄がない）

横浜税関千葉税関支署からの請求→ ○千葉地裁 ○千葉簡裁

注：急速を要するときは、臨検すべき場所等の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所が処理できる（同条3項）

- 請求者の官職、氏名、押印
- 警察署の印の有無（□有 □無 [REDACTED]）
- 犯則嫌疑罪名（犯則事実の要旨との対応、法改正の有無に注意）
- 犯則嫌疑者の氏名
- 犯則嫌疑者の年齢（□犯行時14歳以上か）
- 臨検又は捜索すべき場所、身体、物件
- 差し押さえるべき物件
- 複写すべきものの範囲（リモートアクセスの場合）
- 記録等をさせるべき者（記録命令付差押えの場合）
- 有効期間（7日を超える有効期間が請求された場合、記載内容に不備はないか）
- 夜間執行（請求がある場合、その旨及び事由の記載に不備はないか。なお、旅館、飲食店等における公開した時間内の場合は夜間執行許可は不要（関税法137条1項ただし書）。ただし、関税法には、賭博、富くじ又は風俗を害する行為に常用される場所に対し、夜間執行許可を不要とする刑訴法117条1号に相当する定めはない。）
- 犯則事実の要旨（共犯者名、犯行の日時・場所など）
- 公訴時効（3年以上前の事件の場合、要注意）
- 書記官用令状審査票の「その他、裁判官に注意を促す点」の確認

→ 裏面に続く

第2 臨検搜索差押許可状の点検事項

- 請求書に対応した臨検搜索差押許可状の用紙
- 犯則嫌疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載漏れはないか）
- 犯則嫌疑者の年齢
- 犯則嫌疑罪名
- 臨検又は搜索すべき場所、身体、物件
- 差し押さるべき物件
- 複写すべきものの範囲（リモートアクセスの場合）
- 記録等をさせるべき者（記録命令付差押えの場合）
- 引用した別紙の添付漏れや取り違えはないか
- 発付年月日（午前0時を過ぎての発付に注意）
- 有効期間（原則として発付日に7日を加えた日、午前0時を過ぎての発付に注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか）
- 請求者の官職氏名
- 裁判官の氏名
- 裁判官の押印
- 夜間執行許可の文言の記載 押印
- 訂正印
- 契印（全葉にわたって裁判官が契印する）

※ 平成30年12月1日から、令状に印押捺しない取扱いとなりました。

以上 確認した 裁判官 _____

(押印又はサイン)

令状審査票（鑑定処分一関税法犯則事件）[書記官用]

[事件番号 令和 年（る・む）第 号]

[犯則嫌疑者]

注1 各審査は、項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れる。

注2 ※の事項は、該当するものがある場合にのみチェックする。

第1 請求書の審査事項

- 受付日付（午前0時をまたぐ処理の場合に注意）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか。事件符号（地裁（む），簡裁（る））を確認）
- 管轄（請求者の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所。当該裁判所の管轄区域内に請求者の所属官署がない場合には当該裁判所では処理できないことに注意する（関税法136条2項）。）
例：東京税関成田税関支署からの請求→ ○千葉地裁 ×千葉簡裁（千葉簡裁には管轄がない）
横浜税関千葉税関支署からの請求→ ○千葉地裁 ○千葉簡裁
- 請求書の作成年月日（午前0時以降の請求の場合、請求日と作成年月日が異なることあり）
- 請求者の官職氏名の記載、押印 税関署の印
- 犯則嫌疑罪名（犯則事実の要旨との整合性、法改正に注意）
- 犯則嫌疑者の 氏名、 年齢（ 犯行時14歳以上か）（戸籍謄本、本籍照会等で確認）
- 鑑定人の氏名・職業
- 鑑定嘱託年月日
- 鑑定嘱託事項
- 破壊すべき物件
- ※7日を超える有効期間で請求された場合、記載内容に不備はないか
- 犯則事実の要旨
(「日本語として不自然な箇所がないか」、「同人」、「同年」などの内容が直前のものと同一か」、「5W1H - 誰が、いつ、どこで、何を、どのようにしたか」、「共犯者名・共犯形式」、「3年以上前の事件か →公訴時効について裁判官に注意を促す）
- 訂正印（請求者印、空欄部分の斜線処理）
- ※その他、裁判官に注意を促す点

【その他、裁判官に注意を促す点】

【以上確認した 職員A (印)】

→裏面に続く

第2 鑑定処分許可状の作成

- 令状の用紙（鑑定処分許可状（関税法）の用紙か確認）
- 犯則嫌疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載漏れはないか）
- 犯則嫌疑者の年齢
- 犯則嫌疑罪名
- 鑑定人氏名・職業
- 破壊すべき物件
- 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）
- 有効期間（原則7日間、発付日に7日を加えた日、7日間を超える請求の場合は裁判官の指示を仰ぐ）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認、東京税関成田税関支署からの請求は千葉地裁のみ）
- 裁判官の氏名

【 以上確認した 職員A ⑩ 】

第3 鑑定処分許可状の発付に伴う確認

- 令状の用紙（鑑定処分許可状（関税法）の用紙か確認）
- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、裁判官は請求先の庁の裁判官として事件処理できるか。事件符号（地裁（む）、簡裁（る））を確認）
- 犯則嫌疑者の氏名（変換ミスに注意、複数名の場合「外〇名」の記載）
- 犯則嫌疑者の年齢
- 犯則嫌疑罪名
- 鑑定人氏名・職業
- 破壊すべき物件
- [REDACTED]
- 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）
- 有効期間（原則7日間、発付日に7日を加えた日、午前0時を過ぎての発付に注意）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか、受付印の事件符号は正しいか確認）
- 裁判官の氏名
- 裁判官の押印

→ 次葉に続く

- 請求者の官職氏名
- 契印（全葉にわたって裁判官が契印しているか）
- 訂正印

【 以上確認した 職員B (印) 】

※必ず、許可状を作成した職員とは別の職員が確認すること

□

【 [REDACTED] 職員A又はB又はC (印) 】

令状審査票（鑑定処分一関税法犯則事件）【裁判官用】

注1 各審査は、項目ごとに一つ一つ審査の上チェックを入れる。

注2 ※の事項は、該当するものがある場合にのみチェック

第1 請求書の審査事項

- 請求先（地裁宛てか簡裁宛てか、請求先の庁の裁判官として処理できるか。）
- 管轄（請求者の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所。当該裁判所の管轄区域内に請求者の所属官署がない場合には当該裁判所では処理できないことに注意する（関税法136条2項）。）
例：東京税関成田税関支署からの請求→ ○千葉地裁 ×千葉簡裁（千葉簡裁には管轄がない）
横浜税関千葉税関支署からの請求→ ○千葉地裁 ○千葉簡裁
- 請求者の官職、氏名、押印
- 税関署の印の有無（□有 無 [REDACTED]）
- 犯則嫌疑罪名（犯則事実の要旨との整合性、法改正に注意）
- 犯則嫌疑者の氏名
- 犯則嫌疑者の年齢（□犯行時14歳以上か）（戸籍謄本、本籍照会等で確認）
- 鑑定人の氏名・職業
- 鑑定嘱託年月日
- 鑑定嘱託事項
- 破壊すべき物件
- ※7日を超える有効期間で請求された場合、記載内容に不備はないか
- 犯則事実の要旨（共犯者名、犯行の日時・場所など）
- 公訴時効（3年以上前の事件の場合、要注意）
- 訂正印（請求者印、空欄部分の斜線処理）
- 書記官用令状審査票の「その他、裁判官に注意を促す点」の確認

第2 鑑定処分許可状の点検事項

- 令状の用紙（鑑定処分許可状（関税法）の用紙か確認）
- 犯則嫌疑者の氏名（変換ミスに注意、外〇名の記載漏れはないか）

→ 裏面に続く

- 犯則嫌疑者の年齢
- 犯則嫌疑罪名
- 鑑定人の氏名・職業
- 破壊すべき物件
- 発付年月日（発付が午前0時をまたぐ場合に注意）
- 有効期間（原則7日間、発付日に7日を加えた日）
- 裁判所名（地裁・簡裁の別、請求書の宛名と令状の裁判所名は同じか）
- 請求者の官職氏名
- 裁判官の氏名
- 裁判官の押印
- 訂正印
- 契印（全葉にわたって裁判官が契印する）

※ 平成30年12月1日から、令状に印を押捺しない取扱いとなりました。

以上 確認した 裁判官 _____

(押印又はサイン)